株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡するには取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月三十一日

福島県白河市年貢町一五番地一

千駒酒造株式会社

代表取締役　櫻井　慶

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ニットーと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月三十一日

東京都中央区銀座六丁目六番五号

株式会社パブリシティ

代表取締役　和田　学

限定承認公告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤六一二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小松　隆光

右被相続人は平成二十四年二月八日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十六日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤六一二番地

相続財産管理人　小松　光一

限定承認公告

本籍東京都江東区亀戸三丁目一四六番地、最後の住所東京都江東区辰巳一―一〇―六八―五〇五

被相続人　亡　有村　軍志

右被相続人は推定平成二十三年八月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年四月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

埼玉県加須市花崎二―六―一

限定承認者　髙橋　恵子

限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区本町一丁目二番地の七、最後の住所東京都中央区勝どき二丁目八番一二―一二三四号

被相続人　亡　懸田　紀彦

右被相続人は平成二十四年四月五日死亡し、その相続人は平成二十四年五月二十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

東京都台東区西浅草三丁目二二番三号―二六〇二

相続財産管理人　懸田　弘章

限定承認公告

本籍長野県佐久市布施三五〇四番地、最後の住所長野県佐久市御馬寄九二五番地三九

被相続人　亡　常田　勲

右被相続人は平成二十四年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十四日長野家庭裁判所佐久支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

長野県佐久市御馬寄九二五番地三九

相続財産管理人　常田　紀子

限定承認公告

本籍三重県津市香良洲町一一三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鯖戸　広美

右被相続人は平成二十四年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

三重県津市香良洲町浜浦六二〇四―三

限定承認者　鯖戸かつ子

限定承認公告

本籍兵庫県伊丹市伊丹二四九番地、最後の住所堺市西区上野芝町四丁九番二二号

被相続人　亡　小寺　良子

右被相続人は平成二十四年一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

大阪府堺市東区高松二二七―二―一二一七

相続財産管理人　三宅　隆子

限定承認公告

本籍兵庫県たつの市神岡町田中五四三番地、最後の住所大阪府大阪市平野区加美北一丁目一番七号八木文化　被相続人　亡　原田　廣明

右被相続人は平成二十四年二月十九日死亡し、その相続人は、平成二十四年五月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、弁済から除斥します。

平成二十四年五月三十一日

兵庫県たつの市神岡町田中六四一番地四

相続財産管理人　原田　和直

訂正公告

平成二十四年五月二十八日（号外第一一五号）掲載の大正製薬株式会社に係る株式交換公告（枠組）中「**貸借対照表の題目**（平成23年3月31日現在）」とあるは「**貸借対照表の題目**（平成24年3月31日現在）」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年五月三十一日

扱　店

取消公告

平成二十四年五月二十一日（号外第一一〇号）掲載のコナミファシリティサービス株式会社に係る第一期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十四年五月三十一日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
六四	上	終りから一七	適用に関する事項	適用対象となる情報
〃	下	一九	第一条	第１条
〃	〃	終りから六	このガイドラインの適用対象の範囲	このガイドラインの適用対象等
六六	〃	八	この指針等	このガイドライン等
七一	上	〃一七	困難であると	困難であるとき
六七	下	一二～一三	困難であるとき。	困難であるとき。
六九	〃	一九～二〇	限定承認公告	限定承認公告
七〇	上	終りから五～二	限定承認公告	限定承認公告

七一　下　一四～一五　停止しなければ停止をしなければならない

平成二十四年三月十五日厚生労働省告示第百三十号（食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四下	二三	にあっては	（いずれも米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓を除く。以下「食用部分」という。）並びに大豆を原材料とするものを除く。）にあっては	食品（清涼飲料水及び酒類を除く。）並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成二十四年九月三十日までに製造され、又は輸入された清涼飲料水及び酒類にあっては一キログラム当たり二百ベクレル、大豆
〃	〃	終りから一一	に供される部分	部分
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃一六～一四	食品	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃一五	大豆	〃
〃	〃	〃一三	五百ベクレル	五百ベクレル、大豆を原材料として平成二十四年十二月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水及びアルコール分一キログラム当たり二百ベクレル

平成二十四年四月十二日掲載の東京家庭裁判所に係る平成二十三年（家）第一二四〇号失踪に関する届出の催告中

（原稿誤り）

一六	四	一六	昭和２年６月１日生　大正２年６月１日生

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十一日付第一一八号
●四月二十六日付衆会第一一二八号●同日付政府調達第一〇二号二四ページ
七号四〇ページ●同月十六日付参会第一二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）